

＜法人のお客様＞
犯罪収益移転防止法改訂に伴う必要な書類等について

【1】 登記簿謄本の原本※発行日より3か月以内のもの

※犯罪収益移転防止法規定により

契約書を必要とする取引の場合は別途、印鑑登録証明書(原本※発行日より3か月以内のもの)が必要となります。

【2】 代表者(実質的支配者)様の本人確認書類(原本) ※犯罪収益移転防止法規定により

※本人確認書類は宅配買取の場合のみカラーコピー可(両面コピー必須(マイナンバーカードは表面のみで可))

① 顔写真付きの本人確認書類の場合

次に掲げるいずれか1点の本人確認書類が必要となります。

運転免許証、運転経歴証明書、在留カード、特別永住者証明書、個人番号カード(マイナンバーカード)、もしくは顔写真貼付・住所・氏名・生年月日が記載されているもの

② 顔写真なしの本人確認書類の場合

次に掲げるA)、B)の本人確認が必要となります。

A) 各種健康保険証、国民年金手帳、母子健康手帳、児童扶養手当証書、住民票(※発行日より3か月以内)など

いずれか2点

B) 本人確認書類に掲載の住所まで取引関係文書を転送不要郵便などで送付いたします。

留意事項)

代表者様または取引担当者の住居が本人確認書類と異なる場合には、次に掲げる本人確認書類の提示または送付を受け現在の住居を確認します。・・・納税証明書、社会保険料領収書、公共料金領収書など

※領収日付の押収、または発行年月日の記載のあるもので、提示または送付を受ける日の前3か月以内のものに限ります。

【3】 古物商許可証原本(宅配買取の場合はカラーコピー可) ※古物営業法規定により

お持ちでない方は、『一般』扱いとなります。

【4】 委任状(※代表者様以外の担当者様のお持ち込みの場合)

登録していただいた代表者様以外の従業員様、または従業員様以外が担当の際は、委任状と下記本人確認書類が必要となります(※従業員様でない場合は関係を証明する書類などもご提出いただきます。)

・顔写真付きの本人確認書類

次に掲げるいずれか1点の本人確認書類

運転免許証、運転経歴証明書、在留カード、特別永住者証明書、個人番号カード(マイナンバーカード)、もしくは顔写真貼付・住所・氏名・生年月日が記載されているもの

・顔写真なしの本人確認書類

各種健康保険証、国民年金手帳、母子健康手帳、児童扶養手当証書、住民票(※発行日より3か月以内)などいずれか2点

【5】 実質的支配者様の申告書

※犯罪収益移転防止法規定により

代表者様(実質的支配者)様とお話をさせていただく場合もございます。株主名簿や有価証券報告書などの書類を提示していただく場合もございます。

ゴールドミセス